

令和6年度鳥獣被害対策指導員養成業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度鳥獣被害対策指導員養成業務

2 委託業務の目的

野生鳥獣による農作物被害防止のため、地域においては「被害防除」、「有害捕獲」、「生息環境整備」等を総合的に取組む必要があり、これら取組への的確な指導を行う人材の育成が重要である。

本業務では、農家等に対する的確な防除技術等の指導に必要な知識や手法を習得するための研修を実施することにより、鳥獣被害対策指導員及び地域リーダー等を養成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の内容

（1）鳥獣被害対策指導員研修の講師等

- ・研修は次のテーマ及び研修内容を含み、座学及び実習を計3日間実施すること。

テーマ	研修内容	場所（予定）
野生鳥獣の生態や捕獲方法の習得 （1日間）	（座学） ・シカ・イノシシ・サル・その他小動物の生態と被害対策及び捕獲方法の基本 （実習） ・痕跡の確認 ・くくりワナ・箱ワナ等の設置と安全管理	[東部・西部] 上板町 [南部] 那賀町
野生鳥獣に対する防護対策手法の習得 （1日間）	（座学） ・侵入防止柵の特徴と効果的な設置方法 （実習） ・ワイヤーメッシュ柵・電気柵等の設置・管理 ・既設柵の点検・修繕管理	[東部・西部] 美馬市 [南部] 阿南市
集落を対象とした鳥獣被害対策のすすめ方の習得 （1日間）	（座学） ・集落住民に対する合意形成 ・集落環境点検 （実習） ・集落住民への聞き取り調査の模擬演習 ・集落環境点検及び点検結果を基にした対策策定	[東部・西部] つるぎ町 [南部] 美波町

- ・研修内容は鳥獣被害対策担当1年目の市町村職員等の初心者向けとすること。
- ・研修会は原則として、同一の内容を2日間連続で県東・西部地域及び南部地域で行うこと。なお、研修会の開催時期は、委託者と協議し決定すること。

- ・会場の借上げ、研修用資料の印刷、実習に必要な資材の準備は委託者が行う。
- ・受託者は、効率的な研修を実施するために事前に研修地を下見すること。
- ・受講者に対して研修の効果測定に関するアンケートを作成して集計すること。

(2) 研修会のスライド資料作成

研修会を実施するにあたり、委託者が作成したマニュアル及び過去の研修会等に使用したスライドを参考とし、受託者がスライド等資料の原稿を作成すること。なお、スライド等資料原稿の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属する。

5 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて事業全体の報告書や成果物を提出すること。研修会資料等については、データ形式で納品すること。

(1) 提出期限

令和7年3月31日（月）

(2) 提出先

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課

(3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業実施（実績）報告書 1部
- ・研修会スライド資料 1部

6 その他留意事項

- (1) 受託者は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」その他関係法令を守ること。
- (2) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ徳島県と協議のうえ処理するものとする。
- (4) 本業務の委託業務完了報告において、受託者から外注先への支出を確認できる書類を求める場合があること。